参考人意見に対する考え方について(案)

参考人意見 考え方 (1)大企業の責務(第6条)について 本条例案では、中小企業の振興は、中小企業者 ・業務の発注に関して規定する必要は が経営の改善などに自主的に努めるとともに、市、 あるのか。 中小企業団体、大企業者等が連携して中小企業者 を支援することを基本理念としております。 中小企業への業務の発注に関する規定は、この 基本理念の実現に向けた責務(努力義務)として 置いているものです。ご了承ください。 中小企業の振興は、中小企業者のほか、市や中 (2) 市の責務(第9条)について ・条例の最初の方で規定する必要があ 小企業団体、大企業などが連携して取り組むべき ものと考えております。 るのではないか。 その中で、市は、各取り組み主体と協力して、 中小企業の振興に関する施策を効果的に実施する ことを責務としておりますので、各取り組み主体 の後に規定しております。ご了承ください。 (3) 具体的な施策の規定について 本条例案は、中小企業振興に向けた基本理念を 規定したもので、具体的な施策を規定することは ・規定があいまいで具体性に欠ける。 考えておりません。 (4) 関係団体との意見交換等について 条例案を検討する上で、関係団体からご意見を ・条例制定の検討の際は、地域の中小 伺うことは、必要不可欠なことと考えております。 企業の実態をしっかり捉えるべき 今後は、パブリックコメントを通じて、幅広く 市民の意見を伺う中で、関係団体のご意見も把握 である。 ・条例制定過程から、関係団体などが していきたいと考えております。 審議会のような場でともに議論す また、条例の制定後、施策を計画する段階で、 関係団体と協議することも大変重要でありますの べきである。 ・審議会について条例の中で明確に規 で、本条例案に、市が施策を実施するに当たって は、中小企業者の意見を聞く機会を設けるよう規 定する必要がある。 定することについて、検討したいと思います。 いずれにしましても、参考人意見及びパブリッ クコメントを踏まえ、条例を制定したいと考えて おります。